

4. 精神衛生行政の動向

わが国の精神衛生行政は昭和社会の精神衛生法の制定以来、従来の医療保護中心のまゝから予防対策を含めた幅広いものに変化しててきた。この精神衛生法の制定により從来行なわれていた私官監置制度は原則として廃止され、精神病者は医療機関で医療保護を受けよことになる。また鑑定医制度が採用されたこともあって、精神障害者の人権が尊重されるようになった。さらにこの対象を精神病者のみならず精神病覚者や精神著弱者等にまで拡大し、3/1を経て29年に行なわれた精神障害者の全国実態調査の結果、非営利法人の精神病院の設置および運営に要する経費に対して国庫補助の規定が設けられた。その後、精神医学の進歩と精神疾患の飛躍的な増加と、1955年の精神衛生法一部改正が行なわれるなどこれまでの入院治療中心のまゝから、地域精神衛生を含めた幅広いものに変化した。また精神障害者の社会復帰対策の重要性が認識されるなどして、近年に精神障害回復者社会復帰セミナーが予算化され、さらに人口の過密化、社会生活の多面化等の事態に即応して特別都市対策として保健所の精神衛生活動がいゝやう充実強化さ

れた。ところが精神障害者の人権問題や精神病院の運営管理の非正社性等が強く指摘され、精神病院、あり方について再検討が行なわれた。他に老人性精神障害者、アシコール等の中毒者、犯罪性の精神病害者や精神病患者などの特殊看取の扱いを必要とする精神障害者対策も充実強化が必要となってきた。

精神障害という言葉は、精神衛生活の中で、今、三つに、「精神病」、「精神弱弱」、「精神病歴」の三つを指すキツト想定されている。入院治療による精神障害者の通院には、4つの状況がある。

1) 完全寛解、2) 社会的寛解、3) 不完全寛解、4) 軽快である。その詳細は以下のとおりである。

< 退院状況 >

- 1) 完全寛解— 医学的、心理学的にも全く病的兆候をもたないなおりう（治癒）
- 2) 社会的寛解— 医学的にはなお病的兆候を示すが、生業につき社会生活が可能な場合
- 3) 不完全寛解— 医学的になお不克効有なおりう（社会的寛解を含む）

4) 軽快一素化の時期よりは好くなつたが、不適全實解には達しないもの。
次にあらん地区で問題のアルコール中毒について
少しおべてみよう。

5. アルコール中毒

① 中毒精神病

有毒物質に対する大脳の反応として現われる精神障害を中毒精神病といふ。

中毒の作用する時期の長短により、急性と慢性とに分けられる。急性中毐多くは偶然的事故(あるいは自殺の目的)で引き起され、その精神障害は概ね一過性で、ほんんど常に意識障害を中心とする外因反応型となる。これに対して慢性中毒は、一部、職業中毒としてみられるものもあるが、大部は嗜癖(依存)のもとに起つてくる。嗜癖とは毒物(嗜好物)を長期にわたり摂取することによつて習慣となり、その有害なことを知りつつも、それがないと心身に不快な症状が現われるまで、その使用が中止できず、ついにその毒物を用いようとすよ強の欲求の生じる状態といふ。

嗜癖と慢性中毒とは相互に助長します。て、典型的な悪循環を作り、放置すればやう關係は果しなく悪化するが、通常である。慢性中毒になると、種々の持続的な精神症状が引き起されるが、特殊な場合を除いて、一般に意識障害を認めることはほとんどなく、むしろ性格変化や知能低下の形で現われてくる。これら個々の病像は、毒物の種類により、やれやれ明らかに特殊性がある。しかし、毒物のいかんにかかわらず、嗜癖なしの慢性中毒に陥りやすい人には、その個々の側に明らかに一定の条件が認められることが多い。これは体质的要因（その毒物に対する親和性）、性格的要因（意志薄弱のごとき精神病質人格）、さらに社会環境的要因（職場や家庭の不適、悪徳的な環境、毒物入手しやすい環境）など色々とからめた、でいい。

a) アルコール中毒

アルコール中毒も急性と慢性とに区別される。前者は、われわれが飲酒したときの普通の酔いの状態（單純醉酔）、および酒くせが悪いと一般的に言つられていう一過性の病的な酔い状態（病的醉酔）とさう。また慢

性中毒は、俗に“アルコール中毒”と呼ばれておりますが、嗜癖とともに発した障害で、著明な身体的、精神的な症状を持続的に来すものをいう。

病的酩酊は、飲酒によって引き起された異常状態で、激しい精神運動興奮を伴うもうこう状態をいう。一定の素質のあるもろい（爆発性の性格異常、てんかん）あるいは後天的に大脑がアルコール不耐性になつてしまつ、または脳に器質的な疾変を起つてゐる場合（たとえば脳外傷、脳動脈硬化、慢性アルコール中毒者すべしに脳病変のあるもろい、やうせ、進行麻痺など器質的疾患に罹つてしまつたものなど）には、しばしばこの状態をみる。しかし、普通のキツアモ、飲酒時の気分（不満、激怒興奮）、身体の調子（甚だしい疲労、衰弱）、気候的悪条件、（厳寒、酷暑）などによつて、突然に病的酩酊の状態が誘發されることがある。

病的酩酊の発生は、必ずしも摂取した酒の量に関係がなく、必ずほんの僅かの酒量によって惹かれることが多い。その行為は、しつぶつとした人物にはまったく認められないような狂暴性を示すことが稀ではない。

犯罪行為として問題になり、しばしば精神鑑定の対象となる。発作のあとは深い睡眠(終)、覚醒時は追憶の脱落を認めることが多い。

病的酩酊の治療法には特殊なものではなく、鎮静剤の注射などをして、ほとんど黙効である。発作の際にも、自他に危険がないように保護手段を講ずるが一層よい。病的酩酊を繰りかえすものは、酒を飲まないことが最もよい方法である。

① 慢性アルコール中毒

我々は、常習飲酒により著明な身体症状及び精神症状をはじめに至り、やつたために社会生活、家庭生活に著しい支障を来すとき、はじめてこれを慢性アルコール中毒という。慢性中毒者になると、多くの人は飲み方も異常になり、朝から酒を飲まずにはおらかくなり、一日中、酒の臭いを嗅まがない状態に至ることもある。彼らは眠っていても、夜中に目をさますと起き出で、一杯酒を口にしなければ"我慢できない

。 症状

② 精神症状

一般に“知性の性格化”が次第に起つてく。注意集中は困難となり、記憶が衰え、精神作業能力は減退し、遂には痴呆となる。感情は一見、爽快で上機嫌なこともあるが、しばしば“気分不安定”である場合には不機嫌な刺戟性を示し、ある場合には鉢麻傾向がみられる。また意念薄弱となり、仕事に飽きっぽく、取扱にだらしなくなり、高等感情の鈍麻と相まって、社会的な失敗、脱落を再三くりかえすようになる。又、家庭を離れたり酒を飲むまで経済的負担も重なり、またしばしば家後にかけて手荒な行為に及ぶので、家庭悲劇の源となる場合が多い。

(ii) 身体症状

主なものは神経系、循環器および代謝の障害である。

(iii) アルコール依赖

時々慢性のアルコール中毒者で人から様の痙攣发作を来すものがある。

以上が普通の慢性アルコール中毒の症状であるが、しばしばその基礎の上に、各種の急性あるいは慢性の著明な精神障害が出現する。これをアルコール精神病といふ。

③ アルコール精神病

(1) 病像

① 振戦せん妄

ほとんど常に10ヶ月以上も大量の強い酒を飲み続いた半年以上のものに起き。全身の粗大振戦を伴った特有の意識障害がある。

しばしば前歎を認められ、数日前から不眠、不穏嫌があり、ことに夕方から夜間にかけて不安状態が起り、眠ると寒夢に驚かれて強度の冷汗を束す。またこうした夜に、酒を飲んで家に帰る途中などで、一時的に小動物の群を幻視するようなことがある。

症状の出現は突如夜間に起きることが多い。病像の前景にはたゞのは特有の夢幻様の幻覚、ことに幻視である。その内容は無数の小さな生物（鼠、南京虫、昆虫など小動物の群、etc）が活気に動きまわり、急速に場面が変転する方が特徴である。幻視とともに錯視も多く、衣類の上の塵を虫と見たり、天井のシミを怪物の顔と見たりする。又壁が倒れかかっているよう感じたり、床が不気味にゆか動くように思える。ときには、小動物の群が

喊声をあげるような幻聴や皮膚の上を虫がはいまゆって、
いふようなくつ触を感じる。こうよつた幻覚、錯覚によつて
、患者は恐怖にあつたまゝ、絶えまつた運動不穩に陥る。
たとえば、皮膚やベットの上をしまりに打ち抜く動作を繰
りかえす。

本病の持続期間は通常3～5日で、深い眠りとともに終
るものが多い。ときには幻覚、妄想が、あとで長く続くこ
ともあり、コルコツ精神病に移行することもある。患者の
一部は、発病中に心臓衰弱や肺炎で、あるいは、仮性脳炎
への移行で死むする場合がある。本病が回復したあとも、
飲酒を続けるかぎり再発はまぬかれない。

(1) 急性アルコール幻覚症

振戦せんもよノ様であり、発病年令も一般に、より若い
人(30～35才位)に起りがちである。

不定の前駆症状の後、好みで夜間、突然に現われるこ
が多い。この際、意識はだいたいにおいて清明で、見当識
もおおむねよく保たれている(しかし病識は欠如している)。
これらに幻聴が起り、たとえば銃声、戸をたたく音、人の
足音などであるまり、次第に罵りあうような人々の声となる。

しばしば被害的な内容をもつており、声同志か、たがいに患者を追害し密談しているように聞える。

うつたゞく、患者は二次的被害、追害妄想を抱き、危険から身を守るために逃げ回ったり、防衛のため攻撃したりする。感情はやはり不安（苦悶）が著明で、しかも同時に“酒場ユートア”が稀ならず説められる。

身体症状は若しくないのが常で、わずかに睡眠障害を認められることは多い。しかしとても振戦せん妄の陥つようには高度なものではない。

これらの症状は大部の、一過性で、なければ一週間以内（長くとも2週間）で徐々に消失する。禁酒にもかからず、このような幻聴が2ヶ月以上止も悪くよくな場合、精神分裂症の説明が考えらるければならない。

本病も酒を続けるかヨリ再発しやすい。実際には振戦せん妄との混合や移行型も決して稀でなく、厳密に区別するこゝの難しい場合が多い。

(iii) ヨルサコフ精神病(多癡神経症性アルコール精神病)
平素、とくに強い酒に親しむ慢性アルコール中毒者に発々に起つてくるが、振戦せん妄に引き続いて、いつ突然

状態として現われてくることもあります。

本病の精神症状のうち、最も目立つものは Korsakoff 症候群（記憶障害、失見当識、作語症）であるが、この名がある。意識は清明で、知道や體解も必ずしも悪くはないが、記憶が甚だしく侵されるのが特徴で、極端な場合には、ある瞬間の体験を次の瞬間に忘れてしまはうまである。見当識も著しく障害され、甚だしきは自命の氏名すら忘れてしまうものがある。記憶の欠損は、たんなる思いつき、口からうまくせつ作り言でうめしていくから、その $\frac{1}{2}$ の内容はいつ時、どの時だえず覚えている。

3) 喫 痴

アルコール嗜癖に対する療法はなかなか難しく、大人に医師が完全程度に禁酒を命じるくらいではなんら効果もない。できうれば強制的に施設に収容するが最も確実である。しかし、大人に長期入院せしめても、大きな期待はもてず、退院せりば、在院中の堅い禁酒にもかかわらず、その日からでも、またまた飲酒する例が非常に多い。

重要なのは、患者を大人にアルコールから離脱することではなく、嗜癖を形成するに至った個人側の要因に対する

対策である。やれにはまず身体的に酒を飲さないようにするし抗酒薬をおもつこと、性格改善的な意味で、相手のよい精神療法を試みること、さらにまた患者ひとりごく悪環境を調整することなどを併せ考えられる。最近は過酒マニアが各地に出来てあり、こ中にかゝりて自己をまたえてゆくうえもある。

4)

大都市の成人の社会的薬害者対策において、慢性アルコール中毒者対策を放置して、かつ行政効果を期待することは不可能といつても過言ではない。

i) 慢性アルコール中毒者の判定基準

1. 慢性アルコール中毒の診断名と、精神病院に入院した経験の有無。
2. 禁歎症状など、身体、精神上の徴候の有無。
3. 酒醉保護（いわゆるトラップ）、過度の飲酒のため仕事もしづらさないこと、朝酒などおきて食むよのは日常生活上トラブルの有無。